

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から51年9月まで

私の父親が、生前、私の国民年金保険料を支払ったと言っていたので、私が20歳になったところに、父親か母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を、両親の分と一緒に納付してくれていたのだと思う。私の姉や妹についても、同様だと思う。

私の両親は、申立期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みなのに、私は国民年金に未加入で、国民年金保険料が納付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ申立人の父親か母親が、国民年金の加入手続きを行い、両親の分と一緒に保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和54年3月に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続きを行ったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、はじめて被保険者となった日が昭和53年10月1日と記載されていることから、当該国民年金手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の姉及び妹は、申立期間当時は国民年金に未加入である上、申立人の父親若しくは母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月12日から同年12月21日まで
② 昭和58年2月20日から同年12月23日まで
③ 昭和59年2月3日から同年11月28日まで
④ 昭和60年3月13日から同年5月25日まで

私は船員手帳を所持しており、すべての申立期間について、A社所有のB丸に一等航海士として雇入れされたことが確認できるので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人がすべての申立期間について、A社が所有するB丸に一等航海士として雇入れ及び雇止めされており、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、事業主（船舶所有者）は、「当社は、平成2年4月に倒産し資料が無いため、すべての申立期間について申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかについては不明である。」と供述していることから、申立人の勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できない。

また、いずれかの申立期間について、A社が所有するB丸に係る船員保険被保険者名簿で船員保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した18人に照会し、11人から回答を得たところ、すべての申立期間において船長として乗船していたと記録されている者は、「申立人のことは昔から知っているが、申立人はすべての申立期間においてA社が所有するB丸には乗船していなかった。乗船していない者については船員保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、A社が所有するB丸に係る船員保険被保険者名簿で、申立期間①について船員保険の被保険者記録が確認できる一人は、「当時乗船していた全員の氏名を覚えているが、申立人はB丸には乗船していなかった。B丸の一等航海士は申立人とは別の者だった。」と供述し、ほかの5人は「申立人について知らない。」と供述している上、前述の被保険者名簿で、申立期間②、③及び④について船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者は「申立人について知らない。」と供述しており、すべての申立期間について、申立人がB丸に乗船したことを確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿で、すべての申立期間に漁労長として乗船していたと記録されている者から、昭和58年、59年及び60年の乗組員27人の職名、氏名、船員手帳番号、年金番号等が記載された「昭和58年B丸乗組員名簿」（以下「乗組員名簿」という。）の提供があり、一等航海士として申立人のほかもう一人の氏名が記載されていることが確認できるところ、当該一等航海士は、「申立人について知らない。B丸の一等航海士は私一人だった。」と供述しており、前述の被保険者名簿から、当該一等航海士についてすべての申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できる上、複数の同僚がB丸の一等航海士として、申立人ではなく、当該一等航海士の氏名を挙げていることが確認できる。

また、当該乗組員名簿に一等機関士として氏名の記載があるものの前述の被保険者名簿から、船員保険の被保険者記録が確認できない者に照会したところ、「昭和57年以前から腰が悪いため、一切船には乗っていない。」と供述していることなどから判断すると、当時、当該事業所は当該乗組員名簿に氏名が記載されている乗組員について、必ずしもすべての者を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、すべての申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は「すべての申立期間に国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、C郡D町において、すべての申立期間のうち、昭和58年4月1日から平成20年4月2日までの期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人はすべての申立期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人がすべての申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、すべての申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。